一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町永野字永野ノ下四五七七（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県熊野市紀和町矢ノ川字大瀬九八〇の二、九八〇の三、一〇〇二の二、一〇〇三から一〇〇七まで、一〇〇九から一〇二一まで、一〇二三から一〇二九まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県多気郡多気町波多瀬字小今出一八九二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐とする。
字小今出一八九二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び多気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　三重県松阪市小片野町字小突東平二〇七五の一、二〇七六から二〇八三まで、二〇八五から二一〇二まで、字滝ヶ谷東平二一〇三から二一〇五まで、字中尾二一二一、二一二二、二一二五から二一三七まで、字矢波知二一三八から二一四一まで、二一八三から二一八七まで、字寒風二一八八から二一九一まで、二二〇二、二二〇四の一、二二〇四の二、二二〇九の二、二二一二、二二一四、二二一五、二二一九、字寒風口二二一七、二二一八、二二三一、二二三二、字小突口西二二三四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町熊見一二一の二、一二二の三、一二三の二、一四四の二、三一三の一、三一三の二、三三三の一、三三三の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
熊見三一三の二・三三三の一・三三三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一二三の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町梅浦一二〇字大蛇良一一・一七・二七・三五・四九・五〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一、二、三の一、三の二、四、五の一、七の一、八、一三、一九、二〇、三〇から三四まで、四三から四六まで、四八、五一から五四まで、五六、五八から六一まで、六四、六八から七三まで、七五から八一まで、一二一字倉平六の一・九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二、三、一〇、一二の一、一五、一六、一七の一、一八から二九まで、三一、三三から三六まで、三八から四二まで、四五から四八まで、五〇から五五まで、五七、六〇、六三、六四、六六から七一まで、七三から七六まで、一二二字中尾一から七まで、九から一二まで、一四、一七、一八、二一、二三、二五、二七から三九まで、四〇の二、四〇の三、四一、四二、一四五字北船山五から七まで・九・一〇・一二・一三・一五から一七まで・三九・四一・四四から四六まで（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、三、四、八、一一、一四、一八、一九、二一、二七から二九まで、三三から三五まで、三七、三八、四七、五〇、五三、五八、一四六字北大登一二・一四・一五・一七・二〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一、三、四、六、七、一六、一八、二一、二三の一、二六、二八から三〇まで、三三、三五から三九まで、四一から四六まで、四七の一、四七の二、四九、五〇、五二、五四、五五、五八、六一、六二、六五から七一まで、七三、七五から七八まで、一四九字小鷲谷一、三、四、六、七、一〇から一二まで、一八、一九、二六、二七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
一二〇字大蛇良三五、一二一字倉平一七の一、七〇、一二二字中尾六、一〇、一四九字小鷲谷四、六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）